

電力規制改革（4）一般担保制度

丸山 真弘

本連載では、第2弾の改正電気事業法で導入された制度を解説してきた。今回は、一般担保制度を取り上げる。電事法の一般担保制度は、一般電気事業者がその全財産を担保とし、他の債権者に先立って弁済を受けることを社債権者に認める社債（一般担保付社債）を発行できるという制度であり、1946年の旧電事法改正時に導入された後、現在まで受け継がれてきた。1958年に成立した企業担保法により、一般担保付社債の発行は株式会社一般に認められるようになったが、発行時の公正証書作成、登記の手続が不要であるとともに、既発債の取扱の明確化という観点もあり、小売部分自由化の実施以降も規定は維持されてきた。

今回の制度改革により、発電と小売の全面自由化が実施され、これらの分野では、既存事業者と新規参入者はライセンス上の区別がなくなる。また今後は、発電事業、一般送配電事業、小売電気事業の運営主体を別会社とすることも考えられる。しかし、一般電気事業者の発行する社債の総額が日本の社債市場の約二割を占めるという状況の下、制度変更が金融市場全体に与える影響への配慮が必要との見地から、改正電気事業法の下でも、以下のような形で、一般担保付社債の発行が認められることになった。

まず、小売電気事業、一般送配電事業、発電事業の3つ全部を営む者（兼業会社）は、従来と同様一般担保付社債を発行できる。また、上記3事業の譲り渡しや兼業会社の分割が行われた場合には、1：事業を譲り受け、又は承継した会社（譲り受け・承継のため新設された会社に限る）、2：事業を譲り渡し、又は分割した会社（その後も上記3事業の一部を営む会社に限る）、3：1、2の会社を子会社とする会社（自らは上記3事業を営まない会社に限る）は、「当分の間」それぞれの会社の全財産に対する一般担保付社債の発行が認められる。さらに、事業の譲り渡しや会社分割を行った会社が、既発債の債務を引き続き負っている場合には、既発債の社債権者は、その会社の全財産を担保とし、他の債権者に先立って弁済を受けることができる。

兼業会社が事業を子会社に譲り渡した場合、「会社の全財産」は、子会社の株式に置き換えられることになるが、子会社が倒産した場合、子会社の財産に対する株主としての弁済権は、他の債権者に劣後することになる。これによる既

発債の社債権者の立場の低下を避ける手法としては、上記の規定を用いて、子会社が一般担保付社債を発行し、これを親会社が引き受けることが考えられる。

